



2023年5月11日

各 位

会社名 株式会社十六フィナンシャルグループ  
 代表者名 代表取締役社長 池田直樹  
 (コード番号 7380 東証プライム・名証プレミア)  
 問合せ先 常務執行役員グループ管理統括部長 楠井宏和  
 兼グループ企画統括部長  
 電話番号 (058)207-0016

## 公益財団法人十六地域振興財団の社会貢献活動賛助を目的とした 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2023年5月11日開催の取締役会において、公益財団法人十六地域振興財団（以下「十六地域振興財団」といいます。）の社会貢献活動を継続的、安定的に賛助する目的で第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本自己株式の処分に関しましては、2023年6月16日開催予定の定時株主総会の承認を条件として実施するものとします。

### 1. 十六地域振興財団について

#### (1) 財団の目的・役割

十六地域振興財団は、1997年に当社の子会社である株式会社十六銀行（以下「十六銀行」といいます。）の創立120周年記念事業として設立され、2009年に岐阜県から第一号の公益認定を受け公益財団法人へ移行しました。十六地域振興財団の目的は、地方公共団体又は公共的な団体が主催し、後援し、又は協賛する地域の産業の振興発展、社会生活環境の整備、地域の文化・スポーツ・国際化等に関する活動を支援することで地域社会の活性化に寄与すること、これからの岐阜県又は愛知県を担う若者の教育機会を経済的側面から支援することで人材の育成に寄与すること、並びに、豊かで潤いのある生活及び活力ある地域社会の実現に寄与する芸術・文化の振興及び支援をすることにあります。

#### (2) 財団の概要

① 名 称	公益財団法人 十六地域振興財団
② 所 在 地	岐阜市神田町8丁目26番地
③ 理 事 長	村瀬 幸雄
④ 活 動 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の産業の振興発展に関する活動の助成</li> <li>・地域の社会生活環境の整備に関する活動の助成</li> <li>・地域の文化・スポーツ・国際化等に関する活動の助成</li> <li>・上記の活動に関する研修会及び講演会の開催並びに人材育成に関する助成</li> <li>・奨学金の支給</li> <li>・芸術・文化の振興及び支援活動</li> <li>・施設の貸与</li> <li>・その他この法人の目的を達成するために必要な事業</li> </ul>
⑤ 活 動 原 資	基本財産の運用益及び寄付金（2023年3月31日現在）
⑥ 設 立 年 月 日	1997年8月25日（2009年公益財団法人へ移行）
⑦ 当 社 と の 関 係	
資 本 関 係	当社の子会社である十六銀行が十六地域振興財団の出捐企業です。
人 的 関 係	当社の代表取締役会長が理事長、取締役監査等委員の1名が監事、常務執行役員1名が専務理事を兼務しております。また、当社の使用人の2名が評議員を兼務しております。
取 引 関 係	当社の子会社である十六銀行が十六地域振興財団に寄付を行っております。2022年度は2,800万円を寄付しました。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

## 2. 自己株式の処分について

### <処分要領>

① 処 分 期 日	2023年8月25日（予定）
② 処 分 株 式 数	普通株式 350,000 株（発行済株式総数に対する割合 0.922%）（*）
③ 処 分 価 額	1株につき1円
④ 調 達 資 金 の 額	350,000 円
⑤ 募 集 又 は 処 分 方 法	第三者割当による処分
⑥ 処 分 予 定 先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社
⑦ そ の 他	本自己株式の処分については、2023年6月16日開催予定の当社定時株主総会において有利発行に係る特別決議を経ることを条件とします。処分に関する期日その他の事項は、当該株主総会后における取締役会において決議します。

\*2023年3月31日現在の発行済株式総数 37,924,134 株に対する割合

## 3. 処分の目的及び理由

地方銀行を事業主体とする当社グループの役割は、地域の人や企業などを支え、その持続的成長や豊かさを実現していくことであり、これは地方銀行の存続意義そのものであります。当社は「お客さま・地域の成長と豊かさの実現」というグループ経営理念のもと、140年超の歴史を有する十六銀行が培った、顧客基盤、情報、人的ネットワークを活用し、当社グループの主要な営業エリアである岐阜県及び愛知県において「一歩先を行き、いつも地域の力になる地域総合金融サービスグループ」となることを目指しております。

この目的の達成のため当社グループは、向こう10年の長期ビジョン『16Vision-10』で、グループ経営理念を原動力とした、地域社会（ここでは「地域のステークホルダー」を意味します。）の「サステナブル（社会的価値の創出）」と「グロース（経済的価値の創出）」を実現し地域社会に貢献することを掲げており、十六地域振興財団の3つの公益目的事業である「地域活性化活動支援事業」、「奨学金給付事業」、「芸術・文化の振興及び支援活動事業」は、当社グループの経営理念の実現に資するものであり、十六地域振興財団の活動に対する賛助を一層強化することは、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上に繋がるものと考えます。

当社は、本自己株式の処分により、これまでの十六銀行の寄付金に加えて、当社株式の配当金を拠出する仕組みを採用し、十六地域振興財団の安定的な活動原資を確保することで、「お客さま・地域の成長と豊かさの実現」に繋げてまいります。

本自己株式の処分は、十六地域振興財団が継続的、安定的に活動が行えるよう、当社は、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者、日本マスタートラスト信託銀行株式会社を共同受託者、十六地域振興財団を受益者とする他益信託（以下「本信託」といいます。）を設定し、本信託は当社株式を取得します。本信託は、当社株式の配当等による信託収益を十六地域振興財団に交付し、十六地域振興財団は当該信託収益を活動原資に加え、今後事業を実施します。

本自己株式の処分は、十六地域振興財団の社会貢献活動の原資を拠出するために設定される本信託に対し行うものです。

## 4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

### (1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	350,000 円
② 発行諸費用の概算額	0 円
③ 差引手取概算額	350,000 円

## (2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額については、本スキームの構築に必要な諸費用への充当を予定しています。

## 5. 資金使途の合理性に関する考え方

調達した資金は、本スキームの構築の検討に要した諸費用への充当を予定しています。各諸費用は、本スキームの構築に必須のものであり、当該資金使途には合理性があるものと考えています。

## 6. 処分条件等の合理性

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

十六地域振興財団は、地域社会の活性化、人材の育成、芸術・文化の振興及び支援を目的としており、当社グループのグループ経営理念の実現に資するものであり、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上に繋がるものと考えております。

本自己株式の処分は十六地域振興財団の社会貢献活動の賛助を目的としたものであり、調達する資金も上記4.(2)のとおり本スキームの構築に必要な諸費用に充当することを予定しております。このため、1株1円という払込金額は合理的と考えております。なお、本自己株式の処分は、十六地域振興財団に対する有利発行に該当するため、2023年6月16日開催予定の当社定時株主総会において有利発行に係る特別決議を経ることを条件としております。

### (2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

十六地域振興財団の3つの公益目的事業である「地域活性化活動支援事業」、「奨学金給付事業」、「芸術・文化の振興及び支援活動事業」を継続的、安定的に実施していくにあたり、活動賛助の原資となる処分数量の規模は合理的であるとと考えております。加えて本信託スキームでは、当面は本自己株式の処分による株式が株式市場へ流出することは考えられないため、本自己株式の処分による流通市場への影響は軽微であることから、当該処分数量の水準は合理的であるとと考えております。

また、本自己株式の処分における希薄化の規模は、発行済株式の総数に対し、0.922%（2023年3月31日現在の総議決権個数362,690個に対する割合0.965%、小数点以下第4位を切り捨て）と小規模なものであり、株式市場への影響は軽微であるとと考えております。加えて当社では、本日別途お知らせしております「自己株式の取得に係る事項の決定に関するお知らせ」において取得する自己株式を本件自己株式の処分に充当する計画としており、株式の希薄化を回避する措置を講じているため、株式の希薄化の規模についても合理的であると判断しております。

## 7. 処分予定先の選定理由等

### (1) 処分予定先の概要

① 名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

② 信託契約の概要

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	委託者を発行者とする普通株式から生じる配当を信託収益として受益者に交付し、社会貢献活動を実施させること。
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	公益財団法人 十六地域振興財団
信託契約日	2023年8月25日（予定）
信託の期間	2年（予定）

注：日本マスタートラスト信託銀行株式会社は本自己株式の処分により本信託が取得する株式の議決権については、信託期間を通じ、行使しないものとします。なお、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社との信託契約については今後詳細を決定していくことを予定しています。

(ご参考)

① 名 称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社		
② 所 在 地	東京都港区浜松町二丁目 11 番 3 号		
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 向原 敏和		
④ 事業内容	有価証券の管理業務、資産管理に係る管理業務・決済業務		
⑤ 資本金	10,000 百万円		
⑥ 設立年月日	2000 年 5 月 9 日		
⑦ 発行済株式数	普通株式 120,000 株		
⑧ 決算期	3 月 31 日		
⑨ 従業員数	1,028 人 (2022 年 3 月 31 日)		
⑩ 主要取引先	事業法人、金融法人		
⑪ 主要取引銀行	—		
⑫ 大株主及び持株比率	三菱 UFJ 信託銀行株式会社	46.5%	
	日本生命保険相互会社	33.5%	
	明治安田生命保険相互会社	10.0%	
	農中信託銀行株式会社	10.0%	
⑬ 当事会社間の関係			
資本関係	該当事項はありません。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	該当事項はありません。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
⑭ 最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2020 年 3 月期	2021 年 3 月期	2022 年 3 月期
純資産	24,292 百万円	24,813 百万円	25,658 百万円
総資産	3,190,818 百万円	3,642,035 百万円	6,048,540 百万円
1 株当たり純資産	202,440.80 円	206,775.35 円	213,817.18 円
経常収益	25,448 百万円	27,328 百万円	29,664 百万円
経常利益	1,333 百万円	1,055 百万円	1,384 百万円
当期純利益	970 百万円	760 百万円	1,034 百万円
1 株当たり当期純利益	8,085.91 円	6,341.46 円	8,620.68 円

※なお、当社は、処分先、当該処分先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力とは一切関係のないことについて、ホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報等に基づき調査し、問題がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に提出しています。

(2) 処分予定先を選定した理由

「3. 処分の目的及び理由」に記載の目的を実行するにあたっては、信託業務における豊富な実績・経験を有する三菱UFJ信託銀行株式会社が最適であるとの判断にいたり、同社を受託者として選定いたしました。日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社と締結する予定の本信託の信託契約に基づき、共同受託者として信託事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が処分先として選定されることとなります。

### (3) 処分予定先の保有方針

処分先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、本信託契約に従って、当社の配当を原資とした信託収益を十六地域振興財団に交付します。本信託は、今後締結する信託契約に基づき処分株式を保有する予定です。なお、信託を終了する際は、信託財産を受益者に現状有姿のまま交付するものとします。なお、本自己株式の処分により本信託が保有する株式の議決権については、信託期間を通じ、行使しないものとします。

また、当社は処分先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社から、払込期日より2年間において、特段の理由により当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の名称及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることについて、確約書を受領する予定です。

### (4) 処分予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

処分先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、当社が今後設定する本信託の信託財産である金銭をもって払込みを行います。

## 8. 処分後の大株主及び持株比率

処分前 (2023年3月31日現在)		処 分 後	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	9.37%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	9.39%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	5.76%	株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	5.78%
十六フィナンシャルグループ従業員持株会	3.18%	十六フィナンシャルグループ従業員持株会	3.19%
フジパングループ本社株式会社	2.62%	フジパングループ本社株式会社	2.63%
明治安田生命保険相互会社	2.53%	明治安田生命保険相互会社	2.53%
損害保険ジャパン株式会社	1.70%	損害保険ジャパン株式会社	1.71%
セイノーホールディングス株式会社	1.52%	セイノーホールディングス株式会社	1.53%
株式会社名古屋銀行	1.46%	株式会社名古屋銀行	1.46%
J P MORGAN CHASE BANK 3 8 5 7 8 1	1.27%	J P MORGAN CHASE BANK 3 8 5 7 8 1	1.27%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1.16%	DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1.16%

注1. 上記は、発行済株式総数 37,924,134 株から自己株式 1,343,278 株を除いた 36,580,856 株に対する所有株式数の割合 (%) を記載しております。

注2. 処分後の大株主及び持株比率については、2023年3月31日現在の株主名簿を基準に、本件による自己株式の処分(350,000株)、本日別途開示しております自己株式の取得(460,000株)による増減株式数のみを考慮したものです。

## 9. 今後の見通し

今後の当社業績に与える影響につきましては、軽微であると認識しておりますが、開示すべき事項が今後発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

## 10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式の処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

## 11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 最近3年間の業績（連結）

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
連結経常収益	－百万円	117,350百万円	112,685百万円
連結経常利益	－百万円	26,798百万円	27,262百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	－百万円	17,191百万円	18,630百万円
1株当たり連結当期純利益	－円	460.45円	505.78円
1株当たり配当金	－円	70.00円	130.00円
1株当たり連結純資産	－円	10,799.17円	10,626.43円

\*当社は2021年10月1日に十六銀行の単独株式移転により設立されております。

### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2023年3月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	37,924,134株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－	－
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－	－
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－	－

### (3) 最近の株価の状況

#### ① 最近3年間の状況

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
始値	－円	2,055円	2,160円
高値	－円	2,496円	3,410円
安値	－円	1,927円	2,072円
終値	－円	2,171円	2,824円

\*当社は2021年10月1日に十六銀行の単独株式移転により設立されております。

#### ② 最近6か月間の状況

	11月	12月	1月	2月	3月	4月
始値	2,490円	2,654円	2,894円	3,125円	3,215円	2,865円
高値	2,736円	2,923円	3,155円	3,320円	3,410円	3,080円
安値	2,395円	2,499円	2,810円	2,908円	2,726円	2,813円
終値	2,640円	2,868円	3,120円	3,215円	2,824円	3,000円

#### ③ 発行決議日前営業日における株価

	2023年5月10日
始値	3,000円
高値	3,015円
安値	2,976円
終値	2,981円

### (4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当ありません。

以上

<本件に関する問合せ先>

グループ企画統括部（広報担当） TEL(058)266-2511

各位

「公益財団法人十六地域振興財団の社会貢献活動の賛助を目的とした  
第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」に関するQ&A

Q 1 : 案件の概要を簡潔に説明ください。

A 1 : 株式会社十六フィナンシャルグループ（以下「十六フィナンシャルグループ」といいます。）は、市場から自己株式 460,000 株（予定）を取得し、うち 350,000 株を信託口に割り当てます。信託口は割り当てられた十六フィナンシャルグループの株式 350,000 株から発生する収益（主に配当金）を、今後毎年、公益財団法人十六地域振興財団（以下「十六地域振興財団」といいます。）へ分配します。十六地域振興財団は分配された収益を、地元のイベントへの助成や地元出身の学生への奨学金の支給などに充当し、地域社会に還元します。このように、十六フィナンシャルグループの配当金が、十六地域振興財団を通じて地域社会へ還元される仕組みを構築するものです。

Q 2 : 公益財団法人十六地域振興財団は公益財団法人ですが、公益財団法人と一般財団法人は何が異なりますか。

A 2 : 一般財団法人のうち、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に定められる一定の条件を充足し、行政庁の認定を受けたものが「公益財団法人」です。公益財団法人は、その認定に関しては、事業目的が公益事業を主たる目的であることに加え、理事や監事について同一の団体と関係のある者の人数が 1/3 を超えないこと、公益認定の取消し処分を受けた場合などに公益目的事業財産が他の公益法人もしくは国、地方公共団体へ帰属する旨を定款に定めていることなどの条件を充足する必要がある、その運営に関しても透明性の確保の観点から、事業計画や事業報告などの情報開示が求められます。また、行政庁は根拠法に基づき公益法人の事業の適正な運営の確保のために監督を行います。公益財団法人は、公益目的の活動を一定のガバナンスのもとで運営している団体であるとされます。

詳しくは内閣府の「公益法人 information」をご参照ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/index.html>

Q 3 : 十六地域振興財団の活動目的、これまでの活動内容を詳しく教えてください。

A 3 : 十六地域振興財団の活動目的は、地方公共団体又は公共的な団体が主催し、後援し、又は、協賛する地域の産業の振興発展、社会生活環境の整備、地域の文化・スポーツ・国際化等に関する活動を支援し、もって地域社会の活性化に寄与すること、これからの岐阜県又は愛知県を担う若者の教育機会を経済的側面から支援し、もって人材の育成に寄与すること、並びに、豊かで潤いのある生活及び活力ある地域社会の実現に寄与する芸術・文化の振興及び支援を行うことです。このために十六地域振興財団では、「地域活性化活動支援事業」、「奨学金給付事業」、「芸術・文化の振興及び支援活動事業」の3つの公益事業を行っています。「地域活性化活動支援事業」として2022年度は、高島屋南地区第一種市街地再開発事業、ぎふ長良川の鶺鴒おもてなしSDGs未来事業など24件、5,480千円の助成を実施し、2023年3月末までの累計助成実績は239,233千円となりました。「奨学金給付事業」として2022年度は、岐阜県出身の1年生から4年生までの40名の大学生に15,400千円の奨学金を給付し、これまでの累計給付実績は214名、306,400千円となりました。「芸術・文化の振興及び支援活動事業」として2022年度は、「クララザールじゅうろく音楽堂」で、地元出身の音楽家などによる主催公演を5回開催し、地域住民の皆様に優れた音楽を提供いたしました。

2023年度についても、「地域活性化活動支援事業」として5,000千円、「奨学金給付事業」として16,000千円、「芸術・文化の振興及び支援活動事業」として7,000千円の助成を計画しています。

十六地域振興財団ホームページに記載されている定款、事業報告書などもご参照ください。

<https://www.juroku.co.jp/j-zaidan/>

Q 4 : 十六地域振興財団が行う社会貢献活動が、十六フィナンシャルグループの利益にどのように結びつくのか詳しく教えてください。

A 4 : 十六フィナンシャルグループは地方銀行である株式会社十六銀行（以下「十六銀行」といいます。）を主要な事業会社とする地域総合金融グループです。十六フィナンシャルグループの本社および子会社 10 社の本社はすべて岐阜県岐阜市に所在し、全ての会社の主たる営業エリアは本社所在地である岐阜県とその隣りの愛知県であり、当社グループの従業員 2,532 人の 99%がこの両県に居住しており、24,053 名の株主の 66%がこの両県の法人、個人です。十六フィナンシャルグループの中核企業であります十六銀行についても、161 店舗の 98%にあたる 158 店舗がこの両県に所在し、6兆2,813 億円の預金の 99%がこの両県のお客さまの預金であり、当社グループの既存のお客さま、潜在的なお客さまのほとんどはこの両県に所在する企業、個人になります。

こうしたことから十六フィナンシャルグループの経営理念は「お客さま・地域の成長と豊かさの実現」を使命とし、持続可能な社会の実現に貢献していくために「ともに地域の未来を創造し、ともに持続的な成長を遂げる総合金融グループ」を目指すとしています。地方銀行を中心とした金融グループである以上、銀行の公共的な使命として、地域の発展に寄与することは必須です。A 3 に記載しております十六地域振興財団の活動目的、「地域社会の活性化に寄与する」こと、「人材の育成に寄与する」こと、「豊かで潤いのある生活及び活力ある地域社会の実現に寄与する」ことは、そのまま十六フィナンシャルグループの経営理念と同一であり、十六地域振興財団の社会貢献活動による持続的な地域の発展が、そのまま十六フィナンシャルグループの持続的な企業価値の向上につながるものと考えております。

Q 5 : 今回の自己株式の処分において、十六地域振興財団を処分先とせず、信託銀行に株式を信託する理由は何ですか。

A 5 : A 2 に記載したとおり、公益財団法人は一定のガバナンスが確保されたくて認定されることから、財団の意思決定は出捐企業や理事個人などの意向のみに左右される組織ではありませんが、今回処分する株式の議決権が、他の株主の利益に反しないよう、議決権を十六フィナンシャルグループから分離する目的、および、十六地域振興財団としても、公益法人として保有株式の議決権行使については慎重を期する必要があるという観点により、信託契約を付したうえで、本件の処分に係る自己株式については議決権を行使しない点を明白にするためです。

Q 6 : 信託された株式の議決権の取り扱いどうなりますか。

A 6 : A 5 に記載したとおり、本件にかかる自己株式の処分により信託銀行に信託する株式の議決権は行使しない信託契約といたします。

Q 7 : 自己株式を有利発行しなくても、従前どおりの寄付金を増額すればよいのではないですか。

A 7 : 株式会社では、当期純利益を最大化することを目標とし、企業活動の意思決定を行います。十六地域振興財団の公益活動は、十六フィナンシャルグループの経営理念に沿っており、十六地域振興財団の公益活動を賛助することが直接十六フィナンシャルグループの企業価値向上に資するものではありませんが、十六フィナンシャルグループが、十六地域振興財団の運営資金として寄付金を増額して拠出することは、当期純利益を減少させることから、短期的には株主利益を減少させるため、株主と利益相反が発生します。一方で、自己株式を割り当て、その配当金を原資として公益活動を行うこととする場合、経営陣の利益を増大させ配当を増額しようとする意思決定が、株主の利益となると同時に公益活動の拡大につながり、いずれにも利益が及ぶことから、十六フィナンシャルグループの長期的な企業価値向上につながると考えます。



Q 8 : 5月11日に発表している自己株式の取得について、その目的や効果を詳しく説明してください。

A 8 : 当社では、株主還元と本自己株式の処分にかかる自己株式 350,000 株に充当するため市場から 460,000 株を取得します。本件にかかる株主総会の決議（2023年6月16日）前に処分株式数を超える自己株式を取得することにより、本自己株式の処分による株式の希薄化が回避されます。なお、市場からの購入総数が処分予定株式数に満たなかった場合は、現在保有している自己株式を充当いたしますのでご了承ください。また、本自己株式の取得は2023年6月16日開催の株主総会の本自己株式の処分にかかる特別決議の承認を条件とはしておりません。

Q 9 : 自己株式の処分により株式が希薄化することについて、どのように考えますか。

A 9 : A 8に記載したように、本自己株式の処分にかかる自己株式は今回新たに市場から取得するものであり、処分先において当面売却されることはないことから、希薄化の懸念は回避できるものと考えます。

Q 10 : 処分株数を 350,000 株とする理由はなんですか。

A 10 : 本自己株式の処分は市場から 460,000 株を取得したうえで処分いたしますので、株式の希薄化の懸念は回避されるものと考えています。これまでの十六地域振興財団の予算規模を考慮し、活動地域に愛知県を加えることによる予算規模の拡大を加味したうえで、財団運営に必要とされる運営費を賄える規模の配当金を受け取ることのできる株数としております。

Q 11 : 十六フィナンシャルグループの連結決算の開示は、2022年3月期以降しかありませんか。

A 11 : 十六フィナンシャルグループは2021年10月1日に十六銀行の単独株式移転により設立されました。このため、十六フィナンシャルグループとしての経営成績、財政状態は同日以降しかございませんが、連結される企業の範囲は十六銀行の連結決算から変わっておりませんので、十六フィナンシャルグループの過去の業績は、十六銀行の連結決算から継続したものと比較いただけます。十六銀行の連結決算から連続した業績を後記いたしますので参考にご覧ください。十六銀行の連結決算から通算しますと、親会社株主に帰属する当期純利益は5期連続で増加しております。1株当たりの配当金も、2019年3月期の70円から4期連続で増配し、2023年3月期は130円としたうえで、自己株式の取得も実施し、総還元性向として31.6%を還元しております。

#### <業績>

(百万円:円)

	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
連結経常収益	104,380	106,860	111,346	117,350	112,685
連結経常利益	16,277	19,497	24,608	26,798	27,262
親会社株主に帰属する当期純利益	10,658	12,862	14,722	17,191	18,630
1株当たり連結当期純利益(円)	285.29	344.22	393.93	460.45	505.78
1株当たり配当金(円)	70	80	90	120	130
1株当たり連結純資産(円)	9,477.85	9,368.09	10,424.05	10,799.17	10,626.43

#### <株価>

(円)

	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
始 値	2,823	2,290	1,865	2,213	2,160
高 値	3,270	2,713	2,464	2,496	3,410
安 値	2,120	1,446	1,681	1,896	2,072
終 値	2,248	1,885	2,209	2,171	2,824

<株主還元状況>

(百万円：%)

	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
配当総額	2,615	2,989	3,363	4,453	4,783
配当性向	24.5%	23.2%	22.8%	26.0%	25.7%
自己株式取得額	—	—	—	1,111	1,111
総還元性向	24.5%	23.2%	22.8%	32.3%	31.6%

\*配当性向、総還元性向は期中平均株式数にて算出しております。

以上